

○浪江町農業担い手確保のための支援事業補助金交付要綱 より抜粋

事業名	対象者及び採択要件	補助の内容		
		補助対象経費	補助金額	交付期間等
1 新規就農者確保のための移動手段支援事業	<p>(1)から(3)の全てに該当する者</p> <p>(1) 町外に住所がある者</p> <p>(2) 本町で就農を希望し、農業体験、農業研修、移住の準備等(以下「就農準備等」という。)のために本町を訪れる者</p> <p>(3) 浪江町移住検討者向けレンタカー事業補助金交付要綱(令和3年浪江町告示第62号)の規定による補助金の交付を受けていない者</p>	就農準備等のために使用するレンタカーの借上料(燃料費は除く。)	補助対象経費の額(1回の訪問等につき5万円を限度とする。)	1人当たり会計年度内に3回を限度とする。
2 新規就農者確保促進事業	<p>認定新規就農者であって、収入補てんを申請する場合は次の(1)、(3)及び(4)に該当する者、家賃補助を申請する場合は(1)又は(2)、(3)及び(5)に該当する者</p> <p>(1) 農業経営を開始している者</p> <p>(2) 農業経営を開始する準備をしている者</p> <p>(3) 交付終了後5年以上町内に居住し、かつ、本町で農業経営を継続する者</p> <p>(4) 前年の世帯全体の所得が600万円未満である者</p> <p>(5) 申請者が当該賃貸住宅に係る賃貸借契約の契約者であり、かつ、申請者名義で家賃の支払いをしていること。</p>	ア 収入補てん	月額10万円。ただし、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)の農業次世代人材投資事業に定める経営開始型の資金を受ける者は月額5万円とする。	支給開始月から2年を限度とする。
		イ 家賃	月額6万円を上限とする。	
	<p>雇用就農者であって、次の(1)及び(2)に該当</p>	家賃	月額6万円を上限とする。	

	<p>する者</p> <p>(1) 交付終了後5年以上町内に居住し、かつ本町で農業に従事する者</p> <p>(2) 申請者が当該賃貸住宅に係る賃貸借契約の契約者であり、かつ、申請者名義で家賃の支払いをしていること。</p>			<p>限度とする。</p>
	<p>就農研修生であって、収入補てんを申請する場合は次の(1)から(3)に該当する者、家賃補助を申請する場合は(1)、(2)及び(4)に該当する者</p> <p>(1) 交付終了後5年以上町内に居住し、かつ、本町で農業に従事する者</p> <p>(2) 交付決定から2年以内に認定新規就農者になる者</p> <p>(3) 前年の世帯全体の所得が600万円未満である者</p> <p>(4) 申請者が当該賃貸住宅に係る賃貸借契約の契約者であり、かつ、申請者名義で家賃の支払いをしていること。</p>	<p>ア 収入補てん</p> <p>イ 家賃</p>	<p>月額5万円</p> <p>月額6万円を上限とする。</p>	<p>支給開始月から2年を限度とする。</p>
	<p>研修受入れ農家</p>	<p>指導料</p>	<p>研修生1人当たり月額3万円</p>	<p>研修生1人につき支給開始月から2年を限度とする。</p>
<p>3 新規就農者経営発展支援事業</p>	<p>(1)から(3)の全てに該当する移住者</p> <p>(1) 認定新規就農者</p> <p>(2) 農業経営を開始する準備をしている者又は農業経営を開始し</p>	<p>ア 農業経営の開始、継続、規模拡大等に必要なもの導入に係る費用</p> <p>イ その他町長が認めるもの</p>	<p>上限100万円</p>	<p>1経営体当たり1回限りとする。</p>

	<p>て5年以内の者 (3) 交付終了後5年以上、本町で農業経営を継続する者</p>			
	<p>(1)から(3)の全てに該当する移住者でない者</p> <p>(1) 認定新規就農者 (2) 農業経営を開始する準備をしている者又は農業経営を開始して5年以内の者 (3) 交付終了後5年以上、本町で農業経営を継続する者</p>	<p>ア 農業経営の開始、継続、規模拡大等に必要なもの導入に係る費用 イ その他町長が認めるもの</p>	<p>上限 50 万円</p>	<p>1 経営体当たり 1 回限りとする。</p>
<p>4 農業法人参入促進支援事業</p>	<p>町内で農業を営む法人であって、(1)から(4)の全てに該当するもの</p> <p>(1) 認定農業者又は認定新規就農者 (2) 交付申請日において町内で農業経営を開始して3年以内である者又は1年以内に農業経営を開始することが確実である者 (3) 交付終了後5年以上本町で農業経営を継続する者 (4) 前号までのほか、次の要件を満たすこと。 ア 農地及び事務所等の所有者が申請者である法人の構成員の3親等以内の親族でないこと。 イ 賃貸借契約及び特定農作業受委託契約の期間が1年以上であること。 ウ 申請者が賃貸借契約及び特定農作業受委託契約の契約者であり、かつ、申請者名義で借賃の支払いを行っていること。</p>	<p>ア 耕作又は養畜の事業を行うために賃借権の設定をした農地の賃借料等の額又は特定農作業受委託契約を結んだ農地の委託者へ支払う額(以下「農地の賃借料等」という。) イ 事務所や作業場、宿舍等として使用するために賃借する土地及び建物(以下「事務所等」という。)の賃借料の額</p>	<p>ア 農地の賃借料等 補助率は2分の1以内とし、10a当たり5千円及び1経営体当たり年間25万円を限度とする。 イ 事務所等の賃借料 月額10万円を限度とする。ただし、賃借料が10万円未満の場合はその金額とする。</p>	<p>支給開始月から2年を限度とする。</p>

<p>5 農業者大型特殊免許等取得支援事業</p>	<p>町内で農作業をする農業者又は町内の農業法人等へ就職した者で (1)から(3)の全てに該当する者</p> <p>(1) 普通自動車免許を取得している者 (2) 大型特殊自動車免許(農耕車に限る。)を取得していない者 (3) 大型特殊自動車免許が必要な農耕用車両を所有又は常時使用する者</p>	<p>自動車教習所において大型特殊自動車免許を取得するために必要な教習に係る費用(以下「教習費用」という。)</p>	<p>教習費用の2分の1以内とし、5万円を上限とする。</p> <p>ただし、交付決定後に教習費用が増額となった場合でも、交付決定額の増額を行わない。また、交付決定後に教習費用が減額となった場合には、実績報告をもって、交付決定の算定を行い交付決定額の減額を行う。</p>	<p>1人当たり1回を限度とする。</p>
	<p>町内で農作業をする農業者又は町内の農業法人等へ就職した者で (1)から(4)の全てに該当する者</p> <p>(1) 普通自動車免許を取得している者 (2) 牽引免許を取得していない者 (3) 農耕用車両を所有又は常時使用する者 (4) 農耕用車両を牽引する必要があると認められる者</p>	<p>自動車教習所において牽引免許を取得するために必要な教習費用(以下「牽引免許教習費用」という。)</p>	<p>牽引免許教習費用の2分の1以内とし、8万円を上限とする。</p> <p>ただし、交付決定後に牽引免許教習費用が増額となった場合でも、交付決定額の増額を行わない。また、交付決定後に牽引免許教習費用が減額となった場合には、実績報告をもって、交付決定の算定を行い交付決定額の減額を行う。</p>	<p>1人当たり1回を限度とする。</p>
<p>6 スマート農業導入支援事業</p>	<p>(1)から(4)のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 認定農業者又は農業経営改善計画が認定される見込みの者 (2) 認定新規就農者又は青年等就農計画が認定される見込みの者 (3) 本町で農業を営む法人で認定農業者又は認定新規就農者である者 (4) 農業者が組織する法人格を持たない団体で本町で農作業を行うもの</p>	<p>ア 農業技術の向上や生産の効率化に資するICT機器及びロボット技術の導入に要する経費 イ ICT機器及びロボット技術利用に要する経費。ただし、通信費は除く。</p>	<p>補助対象経費の3分の2以内の額とし、100万円を限度とする。ただし、補助対象経費のア及びイに係る国等の補助を受ける場合は、国等の補助残額の3分の2以内の額とし、上限は100万円とする。</p>	<p>1経営体当たり1回を限度とする。</p>